

世田谷区新^{ボ ッ プ}BOP指導員(会計年度任用職員)

※新BOPとは区立小学校内で実施する、放課後の自由な遊び場(BOP)と学童クラブを併せた事業です。

< 令和7年度途中採用 >

～募集要領～

1. 勤務内容 放課後や学校休業日に、児童に安全な遊び方を指導し、学童クラブ事業をサポートする
2. 任用期間 令和7年5月1日以降(原則、各月1日)から令和8年3月31日まで
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

3. 募集区分・応募資格

指導員A

次のいずれかに該当する者

- ①保育士、教員、社会福祉士等のいずれかの資格を有する者
- ②児童福祉施設(児童館、学童クラブ、保育所、障害児福祉施設)において、3年以上職務についた経験(ただし、新BOP指導員C/D/S/T及びブレイングパートナー等の期間は除く)を有する者

指導員B

次のいずれかに該当する者

- ①地方厚生局長の指定する児童指導員養成校又は児童福祉専門学校を卒業した者
- ②大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を専攻し、卒業した者
- ③高校卒業以上の学歴を有し、2年以上児童健全育成事業に従事した者
- ④高校卒業以上の学歴を有し、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、区長が適当と認めた者

指導員C

次のいずれかに該当する者

- ①児童福祉施設(児童館、学童クラブ、保育所、障害児福祉施設)における実習や勤務経験などを通じ、子どもとかかわる経験を有する者
- ②育児経験を有する者

指導員D・S・T

次のいずれかに該当する者

- ①児童福祉施設(児童館、学童クラブ、保育所、障害児福祉施設)における実習や勤務経験などを通じ、子どもとかかわる経験を有する者
- ②育児経験を有する者

※以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)

裏面あり



4. 勤務場所

世田谷区立小学校内の新BOP(実際の勤務場所は採用事務説明会にてお伝えします。)
※再度任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

5. 勤務日数

- 指導員A～C

原則として、月20日〔年間240日(各月17日以上、23日以内)〕
※原則、月曜～土曜日(祝日及び年末年始を除く)のうち週5日程度
- 指導員D

月16日
※原則、月曜～土曜日(祝日及び年末年始を除く)のうち週4日程度
- 指導員S

月12日
※原則、月曜～土曜日(祝日及び年末年始を除く)のうち週3日程度
- 指導員T

月8日
※原則、月曜～土曜日(祝日及び年末年始を除く)のうち週2日程度

※いずれの職も、シフト制による勤務となります。

6. 勤務時間

- 指導員A～C

1日6時間(原則12時20分～18時20分)
※土曜日、夏休み等の学校休業日は、早番(8時15分～)、中番(10時15分～)等のシフトあり
※学童クラブ時間延長利用の申し込み等があり、職場体制を確保する必要がある場合、時間延長(13時05分～19時05分)のシフトあり
- 指導員D・S・T

1日4時間(原則13時20分～17時20分)
※学童クラブ時間延長利用の申し込み等があり、緊急対応が必要な場合、19時05分までの勤務をお願いすることがあります
※夏休み等の学校休業日は午前中の勤務もあり(例:早番8時15分～、中番10時15分～等のシフトあり)

※いずれの職も原則、超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。

7. 報酬

区分	報酬月額※1	(例)6月採用の場合	
		期末手当※1	勤勉手当※1
指導員A	214,119 円	27万円程度	26万円程度
指導員B	204,740 円	26万円程度	25万円程度
指導員C	202,794 円	26万円程度	24万円程度
指導員D	106,834 円	13万円程度	13万円程度
指導員S	80,126 円	10万円程度	9万円程度
指導員T	53,416 円	-	

- ・上記とは別に通勤にかかる費用(月額上限 55,000 円)を支給予定です。
 - ・常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
 - ・年間支給額及び期末・勤勉手当の額は、任用期間によって変動する場合があります。
 - ・指導員Tは勤務条件が支給要件に満たないため期末・勤勉手当支給対象外です。
- ※1 採用初年度予定額(令和6年度実績)

8. 福利厚生 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険・雇用保険、休暇制度（年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等）など条例等に規定する休暇等の制度があります。
※指導員D、S、Tは健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金保険・雇用保険対象外。
9. 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
10. 申込方法 一次選考として、所定の申込書『世田谷区新BOP指導員採用選考申込書兼履歴書』『世田谷区における勤務経歴等確認票』を児童課へ申込期限までに郵送または持参。
区のHPからインターネットによる申込（<https://logoform.jp/f/7dALA>）もできます。
11. 申込期限 随時受け付けておりますが、申込日によっては希望の採用月に間に合わない場合があります（目安として、申込は採用希望月の前々月末日までに）。下記選考日程例をご参照ください。
12. 選考日程 例）9月採用を希望する場合
- | | | | |
|--------|--------------|---|----------------|
| 7月末日まで | 所定の申込書提出（必着） | ⇒ | 一次選考（書類選考）結果通知 |
| 8月上旬 | 最終選考（面接選考） | ⇒ | 最終選考（面接選考）結果通知 |
| 8月20日頃 | 採用事務説明会 | | |
| 9月 1日 | 勤務開始 | | |
13. その他
- ・ 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
 - ・ 法律上の身分は、地方公務員法第22条の2第1項1号に基づく一般職の非常勤職員になります。
 - ・ 勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。また、世田谷区では、「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づき「世田谷区たばこルール」において、指定喫煙場所を除く区内全域の道路、公園、広場で喫煙をしてはならないものとしています。

【問い合わせ先】 世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当
電話：03-5432-2583
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第2庁舎2階20番窓口）

子どもの放課後の遊びを豊かにして
くれる仲間をお待ちしています！



(*)詳しくは、下の二次元コードから
区のHPをご覧ください。

